

柏市議会令和7年第2回定例会会議録（第8日）

○

令和7年6月25日（水）午後1時開議

議事日程第8号

- 日程第1 議案（第1号～第22号）
- 日程第2 請願
- 日程第3 議案第23号
- 日程第4 所管に関する事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35名）

1 番	内 田 博 紀 君	2 番	田 口 康 博 君
3 番	上 橋 しほと 君	4 番	北 村 和 之 君
5 番	永 山 智 仁 君	6 番	伊 藤 誠 君
7 番	渡 辺 裕 二 君	8 番	小 川 百合子 君
9 番	渡 邊 晋 宏 君	10 番	桜 田 慎太郎 君
11 番	福 元 愛 君	12 番	佐 藤 浩 君
13 番	矢 澤 英 雄 君	14 番	平 野 光 一 君
15 番	武 藤 美津江 君	16 番	若 狭 朋 広 君
17 番	鈴 木 清 丞 君	18 番	中 島 俊 君
19 番	小 松 幸 子 君	20 番	塚 本 竜太郎 君
21 番	村 越 誠 君	22 番	阿比留 義 顯 君
23 番	円 谷 憲 人 君	24 番	後 藤 浩一郎 君
25 番	末 永 康 文 君	26 番	渡 部 和 子 君
27 番	林 紗絵子 君	28 番	松 本 寛 道 君
29 番	岡 田 智 佳 君	30 番	林 伸 司 君
31 番	田 中 晋 君	33 番	助 川 忠 弘 君
34 番	古 川 隆 史 君	35 番	山 田 一 一 君
36 番	坂 卷 重 男 君		

欠席議員（1名）

32 番 橋 口 幸 生 君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市 長 太 田 和 美 君 副 市 長 染 谷 康 則 君

副市長	奥田 謁 夫 君	上下水道事業 管理者	飯田 晃 一 君
危機管理部長	熊井 輝 夫 君	総務部長	鈴木 実 君
企画部長	小島 利 夫 君	財政部長	中山 浩 二 君
広報部長	稲荷田 修 一 君	広報部理事	宮本 等 君
市民生活部長	永塚 洋 一 君	健康医療部長	高橋 裕 之 君
健康医療部理事	吉田 みどり 君	健康医療部理事	小倉 孝 之 君
福祉部長	矢部 裕美子 君	こども部長	依田 森 一 君
環境部長	後藤 義 明 君	経済産業部長	込山 浩 良 君
都市部長	坂 齊 豊 君	都市部理事	沢 吉 行 君
土木部長	内田 勝 範 君	消防局長	本田 鉄 二 君
会計管理者	荒 卷 幸 男 君	上下水道局理事	小川 靖 史 君
〔教育委員会〕			
教 育 長	田 牧 徹 君	教育総務部長	中村 泰 幸 君
生涯学習部長	宮 本 さなえ 君	学校教育部長	平 野 秀 樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事務局長	関 野 昌 幸 君		
〔農業委員会〕			
事務局長	石 原 祐一郎 君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	高 橋 秀 明 君	事務局長	田 口 大 君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	高 村 光 君	議事課長	木村 利 美 君
議事課主幹	藤 井 淳 君	議事課副主幹	坂田 智 文 君
議事課主任	野 方 彩 加 君	議事課主事	小川 熙 君
議事課主事補	長 瀬 めぐみ 君		

○

午後 1 時開議

○議長（助川忠弘君） これより本日の会議を開きます。

○議長（助川忠弘君） 日程に入ります。

○

○議長（助川忠弘君） 日程第 1、議案第 1 号から第 22 号の 22 議案を議題といたします。

お諮りいたします。本 22 議案に関する委員長報告は、小川総務市民委員長、古川健康福祉委員長、中島教育子供委員長、小松建設経済環境委員長の協力の下、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、口頭による報告を省略することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

委員長報告につきましては、会議システム内のデータにより御了承願います。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上をもって質疑を終結いたしました。

○議長（助川忠弘君） これより採決を行います。

○議長（助川忠弘君） 採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在席しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

○議長（助川忠弘君） まず、第1区分の議案第1号から第6号、第10号から第17号、第19号から第21号を一括して採決いたします。

本17議案に対する委員長報告は、いずれも原案可決並びに承認であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって各議案は原案のとおり可決並びに承認されました。

○議長（助川忠弘君） 議案第7号、第8号、第9号、第18号、第22号については、討論の通告があります。

討論に入るに当たり、議長からお願い申し上げます。討論については、先例により、議案、請願を合わせ1人10分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

順次発言を許します。

議案第7号から第9号について反対討論、渡部和子さん。

〔26番 渡部和子君登壇〕

○26番（渡部和子君） 日本共産党の渡部和子です。ただいま議題となりました議案第7号、8号、9号について、いずれも反対の立場から討論を行います。

まず、議案第7号、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正についてです。柏市は、今年10月から、公立の酒井根保育園、松葉保育園、柏駅前送迎保育ステーションにおいて乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するため、今回条例を改正しようとしています。親の就労にかかわらず全ての子供の育ちを応援する、こんな看板を掲げて2026年度から全国での本格実施が始まろうとしている中、柏市は前倒しで実施しようとしています。家庭とは異なる経験の中で成長できる機会を保障する、在宅で子育てする保護者の孤立感や不安感の解消につながると政府は意義を強調しています。その中身は、親

が就労しておらず、保育所などに通っていない生後6か月から2歳の子供を対象に月一定時間、当面10時間までの利用枠の中で時間単位で預けられるというものです。政府は、現在の一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に対応するものなのに対し、新制度は子供を中心に考えるものだと説明しています。果たしてそうでしょうか。子供も保護者も保育の専門家や家族以外の人と交流しながら子育てできる環境の整備は重要で、多くの保護者の要求です。しかし、提案されている誰でも通園制度は、子供中心とは程遠いものです。日本の保育士の配置基準は諸外国と比べて低く、保育士1人が見る子供の数が多過ぎるのが現状です。そこに新たに子供が短時間、日替わりで来るとなれば、現場の負担はさらに増えます。アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず、命に関わる事態も起こりかねません。慣れない環境に置かれる子供のストレスが懸念されます。既に事業を行っている保育園では、預けられている間、子供がずっと泣き通しだったという保育士の報告を伺いました。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的見直しを行い、公的保育を拡充すること、このことこそ必要です。こども誰でも通園制度は大問題であり、柏市が率先して実施することに反対です。

議案第9号、乳児等通園支援事業設備運営基準条例の制定については、柏市独自の基準を設けるものであっても、こども誰でも通園制度に関する条例制定のため、反対します。

次に、議案第8号、柏市アフタースクール条例の制定についてです。まず、条例の出し方に異議を唱えるものです。こどもルームの関係者、とりわけ支援員に対する説明は極めて不十分です。理解を得ることなく議案を出すことは、新たな事業に移行するに当たり、大きな禍根を残すものです。今後この事業がスムーズに進められるか、非常に危惧します。十分な説明、関係者の理解を得、合意と納得の下に取り組むべきであり、議案については一旦取り下げ、出し直すことが支援員に対する誠意ある態度だと思います。柏市は、既に3社の株式会社、1者のNPO法人とヒアリングを行っています。この中の一つ、全国で2,000か所、アフター事業やこどもルームの事業を行っている事業者は、今年4月、こどもルームの補助員が子供に不適切な行為を行ったとして、当該市の市長、株式会社の支店長が連名で保護者に謝罪の通知を出しました。この法人は、今後職員研修を実施し、再発防止、保育の質の向上に努めるとしています。さいたま市や奈良県香芝市で隙間バイトアプリを使っただけの支援員募集が問題になりました。行政の指導もあり、現在はアプリを使っていないとのこと。企業は、利益を上げることを目的にしています。利益を上げるために有効な手段の一つが人件費を削ること。子供のための施設が企業の利益追求に使われることに問題を感じます。

柏市は、本会議での答弁で隙間バイトアプリを使っただけの募集は法令に違反しなければ問題はないと答弁しました。今年2月14日、こども家庭庁は保育園と同様、放課後児童クラブにおける隙間バイトアプリによる職員採用の考え方という通知を出しています。この中で、支援員及び補助員の雇用においては可能な限り長期間であることが望ましい。1日から2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは望ましくないと述べています。ただし、保育園と違い、隙間バイトアプリで雇用した職員を配置する場合は、採用前に資格の有無を確認する必要があるとも述べていて、このことをもって国が隙間バイトアプリでの採用を認めたとホームページに載せている法人もありました。本会議における部長答弁は、柏市の子供たちを守ろうという姿勢に欠けていると言わざるを得ません。こどもルーム、学童保育の歴史は古く、柏市においては1972年、豊四季、光ヶ丘、柏第五小の3か所からスタートし、2008年に全てのルームが公設での運営に移行しました。実に53年の歴史、蓄積があります。柏市のこどもルームの支

援員で一番長く働いている方は30年です。15年以上のベテランの方は73名いらっしゃいます。民間よりも優れた知識、ノウハウを持っているのではないのでしょうか。柏市としての評価があまりにも低いことも支援員に対して失礼な態度です。現在柏市のこどもルームが抱えている指導員不足は、責任と専門性に見合った処遇に改善し、非正規の方の正規職員化を進めることで解決すべきです。待機児童解消は、施設の計画的な整備によって解決すべきです。こどもルームは、保護者が就労等により放課後や学校休業日に家庭で保育できない児童を対象に遊びや生活の場を提供することが健全な育成を図ること、このことを目的にしています。全ての子供たちに放課後、安全、安心に過ごせる居場所や体験交流活動を提供する放課後子ども教室とはそもそも目的が異なります。それぞれの目的、役割に見合った形での拡充を民間委託ではなく柏市が直営で実施することこそ未来ある子供たちへの責任ある態度ではないのでしょうか。以上述べました理由により、議案第7号、8号、9号に反対します。

○議長（助川忠弘君） 次に、議案第8号について賛成討論、伊藤誠君。

〔6番 伊藤 誠君登壇〕

○6番（伊藤 誠君） 議案第8号、柏市アフタースクール条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

最初に、本市におけるこどもルームに関わる全ての職員さんにおいて現状の雇用条件の確保を前提に民営化を進めることとして賛成討論といたします。本条例は、本市の全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後の居場所を確保することを目的としたものです。特に柏市では、今後数年間でこどもルーム及び放課後子ども教室の需要がピークを迎えると予想されています。この急増する需要に迅速かつ効果的に対応するため、民営化は不可欠だと考えます。以下、そのメリットと背景を踏まえ、賛成の理由を申し述べます。第1に、民営化によるサービスの多様化と質の向上です。民間事業者の参入により、こどもルーム及び放課後子ども教室においては実現困難であった民間ノウハウにある多彩なプログラムの展開が期待されます。また、経験格差の解消のためにも、多様なプログラムを持つ民間スキルとこどもルームを長年運営をしてきた職員さんによるコラボによって柏市の子供たちの多彩なニーズに応え、教育の質を高められるのではないのでしょうか。第2に、専門性の高い人材の確保と迅速な対応です。公設公営のままでは職員さんや十分な人員の確保が難しく、仮に確保できたとしても1校ごとの展開となり得る等、需要のピークに対するスピード感には残念ながら欠けると思います。民間事業者は、専門資格を持つ保育士や教育者を積極的に採用し、スポーツ指導やSTEM教育など専門性の高いプログラムを持つ業者も多く、これにより子供たちは放課後を単なる預かりの場所、預かりの時間ではなく、成長の機会として捉えることができると思います。第3に、行政の業務負担の軽減と効率化です。民営化により、施設運営や人材確保等、こちらの業務を民間が担うことによって担当課は管理業務に集中できます。また、アフタースクール事業における子供たちの出欠や入退室は、市が引き続き管理するとお聞きいたしました。これを聞いて非常に安心いたしました。これにより、現場の状況が分かりつつ、民間に任せきりというわけではなく、ある程度の介入の余地を持ちつつ、本当の意味で子供たちの居場所となるアフタースクール事業の展開に期待いたします。令和6年度柏市総合教育会議でも限られた資源を効果的に活用する必要性が議論されており、民間との連携が効率的な運営を可能にすると考えます。第4に、保護者や子供への選択肢の拡大です。民営化により、保護者は子供の興味や家庭のニーズに合った施設を選択できます。例えば将来的には学習支援やスポーツ、芸

術に特化したこどもルームなど多様な選択肢が提供されることを期待いたします。また、現在実施されている夏休み子ども教室では多彩な講座が開催されて好評ですが、民営化により、年間を通じてこうした選択肢が拡充されることも期待され、子供たちの可能性を広げます。さらに、高柳小学校において先行実施されている放課後子供教室の民間ボランティアによる地域団体による体験型や学習型、こちらも維持されるところでしたので、これにより学校ごとの色が出て、地域の皆さんとよりよい結びつきが生まれるのではないかと思います。ただ、一方で民営化にも問題があります。サービスの質のばらつきや非課税世帯への配慮が必要だと思います。そこで、委託業者の契約には、事業者への定期的な監査や従来どおりの非課税世帯への減免や免税のほうを持続して公平性と品質を確保する仕組みを整えることを要望いたします。これにより、懸念を最小限に抑えつつメリットを最大化できます。結論として、本条例は、需要ピークに迅速に対応し、子供たちの放課後環境を多様で質の高いものに変革し、行政の効率化を図り、保護者に選択の自由を提供するものであります。柏市の未来を担う子供たちのために持続可能で魅力的なアフタースクール環境を構築する本条例に賛成いたします。以上、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（助川忠弘君） 次に、議案第8号、第18号について反対討論、内田博紀君。

〔1番 内田博紀君登壇〕

○1番（内田博紀君） 無所属の内田博紀です。議題となっております議案第8号、アフタースクール条例の制定について及び補正予算、2025年度第一次の補正予算について、反対を明確にし、討論をいたします。

まず、議案第8号のアフタースクール条例についてでございますが、反対理由としては、まず放課後子ども教室とこどもルームの目的の違いが挙げられます。放課後子ども教室というのは、先般の請願においても居場所としての取扱いをするよう採択をされたところでございますし、この放課後子ども教室というのはあくまでも居場所を保障するものであります。一方、こどもルームというのは、これは保育の場でありますので、そもそもの目的が異なるものを一体化して運営することには限界があります。これがまず反対理由の一つです。次に、費用面です。現在高柳小学校の例を見ると、無料で放課後子ども教室の事業、事務が行われている。利用料は無料とされていますけれども、この高柳小学校も当然アフタースクール条例で一体化されれば有料となります。本来放課後子ども教室というのは居場所でございますので、私はこれは無料で提供することが望ましいと考えます。これを有料としていくということには大変疑問を感じています。次に、問題の3つ目、反対理由の3つ目として民間委託を前提としていることでございます。私はやっぱり行政の直営で行っていくことがアフタースクールに統合するとしても望ましいことであると考えています。これを民間委託することによって400名以上の会計年度任用職員が事実上の雇い止めになり、民間事業者に再雇用されるとはいえ、先日の一般質問の議案質疑においても十分な答弁が得られませんでした。まず、有給休暇や賞与、ボーナスが継続的に支給されるかどうかということも分からない。仕様には具体的には書き込めないというような答弁がございました。そして、労働条件、賃金単価についても具体的に幾らで雇用してくれということは仕様書には書き込めないということが答弁されました。このような会計年度任用職員に対して決して安定的な処遇で雇用することが確約されていないということは大問題であります。このことについては、400名以上の会計年度任用職員を要は事実上の雇い止めをして民間企業に再雇用させるということは、公務員の在り方としても大変問題であると

いうふうに思いますし、本来であれば、直営で運営して、正規職員が携わるべきものであるにもかかわらず、まずは非正規で対応していることにも疑問を感じますが、まずは会計年度任用職員、実際に現場で働いている方の身分をこれからも保障していくべきものであるというふうに考えます。そのためには公設公営が望ましいということで、私は反対をいたします。

そして、議案第18号についてでございますが、議案第18号は補正予算、この議案8号で述べたアフタースクール条例の制定に伴う債務負担行為の設定がございます。議案第8号の反対討論で述べた理由から、私は議案第18号の補正予算の債務負担行為にも反対をいたします。そして、この18号の補正予算案には沼南地域の給食センターの用地取得費が盛り込まれています。もし用地を取得したら、どうなるでしょうか。沼南地域のセンターが機能している間は沼南地域の自校方式があり得なくなってしまう。これは、これまで新市建設計画や合併協定書において結ばれてきた沼南地域の自校方式という路線からも大きく乖離するものであり、本来はハードルが高く、非常に整備は困難とされている。2024年に出された学校給食将来構想においても困難とはされていますが、それを工夫するのが行政の役割だと思います。給食センターは、沼南地域は自校方式で運営することが望ましいと考えます。その自校方式が程遠くなるセンターの整備について補正予算で計上していることには反対をいたします。このことを主張いたしまして、議案第8号、アフタースクール条例制定について及び議案第18号の補正予算の2つの事務について反対を主張いたしまして私の討論といたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、議案第8号、第18号について反対討論、林紗絵子さん。

〔27番 林 紗絵子君登壇〕

○27番（林 紗絵子君） 市民サイドの林紗絵子です。会派を代表して、議案第8号、柏市アフタースクール条例の制定について反対の立場で討論いたします。

議案第8号は、次年度より現在の学童保育、こどもルームと居場所型放課後子ども教室を一体的に運用するアフタースクール事業を実施するための条例制定と柏市立こどもルーム条例の一部改正を提案するものです。2023年9月、無料または低額で利用できる居場所型放課後子ども教室の実施を求める請願書が提出され、柏市議会は全会一致で採択しました。これを受けて、居場所型の放課後子ども教室を全小学校に展開していく方針が示され、高柳小学校をモデル校として試験的に放課後子ども教室事業が実施され、今回のアフタースクール事業の提案につながりました。執行部は、一体的運用でアフタースクール事業を実施する目的として、希望する全ての児童に安全、安心な放課後の居場所を提供すること、一体的運営による人材や施設の共有、こどもルームの過密化及び待機児童の解消の3点を挙げていますが、この目的に反対するものではありません。アフタースクール事業では、家庭の状況によりプランを選べるようになります。保護者が就労していなくても利用できる放課後子ども教室に当たるプランができることや夕方までしか利用しない家庭にとって合理的な形となることは評価します。

しかし、放課後子ども教室が目指すのは全ての子供の放課後の安全、安心な居場所づくりであり、利用料が低いことが大変重要です。本会議で示したように、板橋第四小学校の例では、放課後子ども教室に当たる部分の登録者302人に対して1日の平均利用は僅か14人、利用率は4.6%でした。無料、低額だからこそ気軽に登録でき、家庭が必要とするときや子供の気が向いたときだけ放課後を学校で過ごせる、その安心感こそが居場所型放課後子ども教室に一番に求められる需要です。毎日利用したいわけではない、月に数日だけ利用したい家庭にとって月額4,000円、9,000円という利用料は高過ぎます。居場所型放課後子ども教室の請願は1,152名の連

名で提出されましたが、中心はパートタイムで働く保護者です。実際に月に何回利用するか分からない居場所にこの金額を支払うことにはちゅうちょするという声を多くの保護者から伺っています。また、請願者は、補充学習や体験型講座よりも先に全ての子供の安全、安心な居場所をつくってほしいと求めています。執行部は、アフタースクール事業を民間委託で実施する理由の一つとして専門性のある充実した体験プログラムの提供を挙げていて、教育子供委員会でも体験プログラムを重視する意見が聞かれましたが、体験プログラムによって利用料が上がり、登録しづらくなるくらいなら体験プログラムはなくてもいいという要望もあるのではないのでしょうか。優先順位を間違えてはいけません。居場所は、子供自身が選ぶものです。そこにいたいときだけいることができる居場所としての役割が放課後子ども教室に求められていて、実際に市民から請願されているのですから、執行部はその需要に応え、気軽に登録できる制度設計にすべきです。民間委託を前提としていて、指導員の雇用が不安定になり、処遇が悪くなることも懸念されますが、何より柏市議会が全会一致で採択した請願の主旨に沿っていない制度設計であること、このままでは居場所として利用したい多くの家庭の子供が利用できなくなるおそれがあることを理由として、議案第8号は反対すべきものであることを主張します。

次に、議案第18号、柏市一般会計補正予算について反対の立場で討論いたします。議案第18号は、複数の項目から成り、アフタースクール事業実施のための債務負担設定も計上されていますが、制度設計に改善が必要ではあるものの、事業実施そのものに反対はいたしません。問題と考えるのは、新型コロナウイルス感染症予防接種事業に係る補正予算です。2023年にコロナは5類感染症に位置づけられ、ワクチンも高齢者の定期接種B類となりました。2023年度までは特例臨時接種で全額国費が充てられていましたが、2024年度からの定期接種は市町村が自らの判断で行う自治事務です。生活保護世帯の対象者が無料で接種できるように接種費用の一部は交付税措置されていますが、基本は市町村の予算と接種者の自己負担で運営されます。2023年度に特例臨時接種が終わった際、厚労省は全てのワクチンの破棄を指示し、柏市では当時単価2,725円のワクチン約2万6,000回分、計7,085万円分のワクチンが破棄されました。厚労省は、2024年度の定期接種のワクチン単価を3,260円、手技料と合わせて接種1回当たりの委託料を7,000円と見込み、超過した分を国の助成金とする考えを示していましたが、製薬会社から希望小売価格を聴取した後、単価を1万1,600円に大幅に増額修正しました。2024年度は手技料と合わせて接種1回当たりの委託料を1万5,300円とし、増額分の8,300円が国庫負担金として支出されることになりました。基にしたウイルスが微妙に違うので、厳密には違うワクチンですが、2,725円から1万1,600円と1年でコロナワクチンの単価は4倍以上につり上げられ、製薬会社の利益のために巨額の国費が投じられたことに怒りを禁じ得ません。しかも、柏市はさらに市費で4,500円を負担し、昨年度は接種者の自己負担額を2,500円に抑える設計にしました。2025年度の定期接種に関しては、ワクチン単価1万2,100円プラス手技料で接種1回当たりの委託料は1万5,260円と昨年度とほぼ同じですが、国庫負担がゼロになりました。柏市は、同じ定期接種の疾病である高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担額の算定式に合わせて接種費用の35%相当額である5,500円を自己負担とするため、市費で9,760円を助成する設計です。2024年度の接種件数がおおよそ2万件だったことから、同規模を見込み、今回の補正予算では1億9,520万円が計上されています。しかし、感染した際の重症度や感染状況、ワクチン単価、市民ニーズがそれぞれ全然違うワクチンの自己負担率を35%で合わせるという考え方は短絡的です。そもそも2024年度以降のワクチン接種は個人の重症化予防が目的で、感染予防効

果は期待できません。厚労省も集団免疫の効果があるかどうか分かっていないと公表していて、本会議の高齢者施設や介護サービス事業者で利用者間やスタッフの蔓延防止が期待できるという答弁は誤りです。しかも、コロナは２年前には重症化率や致死率がインフルエンザ以下となり、費用対効果はなきに等しい状況です。定期接種対象の65歳以上高齢者も、昨年度は８割が接種しない判断をしています。全国的に接種率が低くなっても感染は減り、ＩＣＵや人工呼吸器が必要な重篤なコロナ患者もほとんどいない中で、柏市が昨年度より市費負担を増額させることにも違和感があります。現在の感染率や重症化率、接種率、接種後の重篤な副反応報告や死亡報告の多さ、高額過ぎるワクチン単価、国が公費負担をやめたことなどを総合的に判断して、定期接種ワクチンの市費負担については再検討が必要です。社会状況を鑑みれば全額自己負担でもよいと考えますが、少なくとも市費の負担を昨年度以下にすることを求めて、議案第18号の反対討論といたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、議案第22号について反対討論、松本寛道君。

〔28番 松本寛道君登壇〕

○28番（松本寛道君） 議案第22号、一般会計補正予算その２、お米券の配布について反対討論いたします。

国の予備費を財源とした物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯、約４万2,000世帯に2,200円のお米券を配布しようとするものです。国の交付金が１億1,482万7,000円、柏市の一般財源が4,717万3,000円で、合計１億6,200万円の予算となっています。このうち、市民が実際に受け取るのは9,240万円で、6,960万円は手数料等の諸経費です。１世帯当たりで見ると2,200円のお米券を受け取るために300円の発券手数料が全国米穀販売事業共済協同組合、または全国農業協同組合連合会に支払われます。また、郵送料は660円かかり、封入等の委託費が697円です。合わせて1,657円です。2,200円のお米券を配布するのに1,657円も経費がかかるのは異常です。このようなおかしい事態を議会が食い止めねばなりません。なぜこのように経費ばかりかかることになってしまったのかというと、１億円という配るには小さい金額を４万2,000世帯に配ろうとするからおかしなことになるのです。今回のように国の予備費を財源とした規模の小さな交付金の場合には、対象を絞って経費を抑えつつ有効なメニューを選択すべきです。

そこで、対案を示します。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニューの６番、農林水産業における物価高騰対策支援、または７番、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援とすることです。これなら対象は数百の事業者となり、経費を抑えつつ、市内経済の活性化にもつながります。市役所側の提案だと１億500万円でお米券を購入するとしていますが、実際に市民が受け取るのは9,240万円です。差額の1,260万円は、全国米穀販売事業共済協同組合、または全国農業協同組合連合会に支払われます。現在全国各地でお米券の配布が広がっていますが、柏市だけで1,260万円だと全国では物すごい金額になります。そのお金は、直接農家を助けるのではなく、全米飯またはＪＡ全農の収入になるだけです。私は、この1,260万円も市内事業者への支援に充てることを提案します。市役所案だと市民に9,240万円配分されますが、私の案だと１億500万円配分されます。さらに、市役所案では5,700万円かかるとされていた経費が私の案では100万円程度で済みます。そのため、柏市の一般財源から支出するとしていた4,717万3,000円は一旦プールしておき、次の交付金の際に上乗せして市民に還元することを提案します。予算案は否決すると行政が止まってしまうので、なかなか否決しづらいとい

うことがあるかと思いますが、今回のこのお米券の配布は単独で出されています。当初予算に入っているわけでもなく、大型の補正予算に入っているわけでもなく、今回のほかの補正予算からも独立しています。お米券の配布単独で判断できます。議案を否決したところでも、ほかの予算が止まることはありません。そのことはお伝えします。このような無駄の多い予算については、保留という意味で一旦議会で否決できないものでしょうか。優れたものを出し直さるべきだと考えます。6,960万円もの経費を使って9,240万円配るのがよいと思ったら賛成してください。僅か100万円の経費で1億500万円配り、柏市単独の財源の4,700万円は次回の交付金の際にプラスして配布するほうがよいと思ったら反対してください。

○議長（助川忠弘君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（助川忠弘君） これより順次採決を行います。

○議長（助川忠弘君） まず、第2区分の議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成30人、反対4人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第3区分の議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成29人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第4区分の議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成28人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第5区分の議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成28人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第6区分の議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成24人、反対10人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（助川忠弘君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時41分休憩

○

午後 1時50分開議

○議長（助川忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

○議長（助川忠弘君） 日程第2、請願を議題といたします。

お諮りいたします。各請願に関する委員長報告は、小川総務市民委員長、中島教育子供委員長、小松建設経済環境委員長の協力の下、会議規則第39条第3項の規定により、口頭による報告を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

委員長報告につきましては、会議システム内のデータにより御了承願います。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（助川忠弘君） 続いて、討論を許します。

請願28号、31号、32号について、矢澤英雄君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔13番 矢澤英雄君登壇〕

○13番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、請願28号、31号、32号について全ての議員の採択を求めて討論を行います。

請願28号は、柏市として消費税減税の意見書を国に提出することを求める請願です。長引く物価高が国民の生活を直撃し、節約してきたけれど、もう削るものがないという声が届いています。税金や社会保障料の納付に行き詰まって倒産する企業数が過去最多となっています。消

費税は、最悪の不公平税制です。

○議長（助川忠弘君） 計測を一度止めてください。地震でしょうか。大丈夫でしょうか。念のため申し上げておきます。地震が大きくなったときには、この議場の両サイド、木の天井の下が若干安全になっておりますので、昨年やりました避難訓練のように、当面は議長の判断という指示ではありますけれども、各議員の個人の判断により避難していただくようよろしくお願いいたします。また、傍聴者の皆様におかれましても、危ないと判断したときには両端の木の屋根の天井の下のほうに避難していただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、計測を再開いたします。

矢澤議員、よろしくお願いいたします。

○13番（矢澤英雄君） 消費税は、最悪の不公平税制です。本来税は、累進的であるべきです。最低生活ぎりぎりの低所得者には税負担の余裕はなく、収入が高くなるほど負担能力が高まるからです。しかし、消費税は所得のあるなしにかかわらず、同率の税負担となります。国税庁の税法入門にも、税負担は担税力、つまり負担できる能力に応じて配分されるのが公平であると明記されています。この間の物価高騰の中で消費税負担が国民生活を苦しめ、特に低所得者の生活を直撃しました。世界では110の国、地域が消費税に当たる付加価値税を減税し、国民の生活と中小企業のなりわいを守ろうとしています。ポルトガルは電気代の税率を23%から6%に引き下げ、スペインやポーランド、ブルガリアなどは食料品をゼロ%に引き下げました。台湾政府は、2024年4月に起きた大地震後、事業者の付加価値税負担を軽減する措置を発表しました。政府は、消費税を社会保障のためと繰り返し説明しながら税率を引き上げてきました。しかし、医療、介護の負担は増え、年金は物価上昇以下に抑えられ、目減りさせられてきました。消費税は、大企業減税の穴埋めとして使われてきたのが実態なのです。請願者が求める消費税5%減税が実施されれば、平均的な勤労世帯で年間約12万円の減税になります。大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば、減税する財源は生まれます。今物価高騰対策として多くの政党が消費税減税を掲げています。異常な物価高騰の今こそ、家計の負担を軽減するため、最も効果的な消費税減税を実施するため、全議員による採択を求めます。

請願31号は、インボイス制度導入が市民生活や小規模事業者にどのような影響を及ぼしているかについて商工会議所等と連携して調査することを求める請願、インボイス制度の廃止を求める意見書提出を求める請願についてです。インボイス制度を考えるフリーランスの会の実態調査で、インボイス登録事業者の4割以上が消費税などの支払いを所得や貯蓄から捻出し、借金して支払った登録事業者が1割以上になったことが明らかになりました。円滑な価格転嫁など全くできていません。年間売上げ330万のフリーランスデザイナーは、消費税の納税額が2023年度、これは3か月だったんですけども、これは1万5,000円、24年度1年分は6万円。この2割特例が終了すると15万円になると予想されるところです。来年10月から今の倍以上の消費税が全額価格転嫁できるはずがないといえます。実態調査でも、インボイス制度を機に価格交渉を行った登録事業者は2割にすぎないと言われています。建設業では、一人親方などの免税事業者との取引が多く、企業側が消費税を負担しており、経営者から今は軽減措置で何とかやっているが、これから先はやっていけないという声が出ているとのことです。柏市としては、インボイスの登録事業者数や登録事業者が消費税の価格転嫁ができているかなど、市内事業者の実態を十分につかんでいとは言えません。市として市内の小規模事業者に寄り添い、商工業の振興を進めようとするなら、実態調査は不可欠です。消費税を一律5%に減税すれば、

インボイス制度の必要性はなくなります。市民生活、小規模事業者の営業を守るため、インボイス制度の中止、廃止を国に求めることは柏市には強く求められています。

請願32号は、不登校の子供たちへのさらなる支援を求める請願です。不登校児童生徒数は、この10年で全国的に急増し、柏市でも10年前に比べ約3.8倍となっています。学校に登校できなくなっている子供たち、そして保護者たちへの支援は進んでいますが、求められているものに比べまだまだ不十分と言わなければなりません。今議会でも8人の議員が一般質問で不登校に関する質問通告を行いました。柏市教育委員会は、不登校児童生徒への対応として校内教育支援センターを増設するとしています。学校ごとの不登校保護者会を広げていくことについても、非常に重要なこととの認識を示しています。しかし、民間フリースクールに通う子供たちへの助成などは明確にしていません。請願者が求めているものは、すぐにでもできること、すぐにやらなければならないことばかりです。全力で取り組むことが求められています。子供たちが学校に行けなくなるのは子供たちの責任ではありません。今の学校が抱える問題等、子供たちを取り巻く社会にあります。全ての子供たちが安心して学校へ通える条件をつくるのは行政の責任です。今議会で教育委員会も子供にとって学校に行くのは義務ではない。学校に行きたくない、行けないと思ったら、安心して休む権利がある。ほっとできる居場所を保障される権利がある。このことを確認いたしました。そうであるならば、学校に登校できない子供たちにはほっとできる居場所が保障されなければなりません。急増する不登校の子供たちと子供たちを見守る保護者に対し、柏市議会として全力で支援する、この意思を込めて不登校の子供たちへのさらなる支援を求める請願を全会一致で採択することを求めます。以上で請願28号、31号、32号について全ての議員の皆さんの賛成で採択されることを訴えまして討論といたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願29号について、田口康博君。

〔2番 田口康博君登壇〕

○2番（田口康博君） 日本共産党の田口康博です。会派を代表して、公共交通の充実を求める請願29号について、全ての議員の皆さんの賛同を求め、討論を行います。

国土交通省においては、交通における新技術の進展、社会的要請の進化に伴い、公共交通の言葉の定義の見直しが現在進行で行われています。そして、その地域の公共交通は、安定した移動手段と、そして市民の願いと重要性がますます強まっています。その現れとして、本市も参加している中核市市長会は、昨年11月、地域公共交通のリデザインの実現に向けた提言をまとめ、国に対し、地域公共交通の再構築への支援、予算措置を求めました。柏市は、昨年6月、コミュニティ交通導入の手引を作りました。市が認定した11か所の公共交通空白不便地域やそれ以外の交通不便地域の解消は、行政の最優先の課題です。今議会に出された請願は、43万中核市にふさわしい予算増、公共交通を担当する専任部署、そして何より柏市が住民に寄り添い、住民の声を聞き、交通空白不便地域の解消に向けての具体的協議に入ることなどを求めています。柏市は、7団体の方から相談があり、意見交換を行ったといえます。手引の説明や懇談だけでなく、柏市が公共交通を今後どう進めるのかの具体的な方向性は示されたのでしょうか。地域公共交通活性化再生法の第4条3項には、市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないとされています。ところが、柏市では法が求めているように柏市が主体的に取り組むのではなく、住民が不安を感じているように、結局は住民が組織を立ち上げ、住民が主体にならなければ一歩も進まない

のではないかと、住民の自己責任で終わらせられるのではないかとという点が大問題です。住民に寄り添い、共に歩む姿勢を柏市には示していただきたいと思います。

請願者が予算増を求めたのは、職員も予算も増やさなければ公共交通は拡充できないからです。予算と政策の拡充は、密接不可分です。建設経済環境委員会の中で、担当課は柏市の予算は約1億9,000万円で、松戸市や市川市は1億5,000万円から1億8,000万円ほど、柏市は多くの予算を確保しているという内容の説明がありました。これは、議会や市民をミスリードするものです。1億9,000万円の中身を聞くと、鉄道事業に9,700万円、路線バスに3,700万円、乗合タクシー4,550万円、コミュニティバス400万、その他380万円です。請願者が問題にしているのはコミュニティ交通の予算のことであり、そこに鉄道や路線バスの予算も入れて比較することは明らかなごまかしです。住民が問題にしているコミュニティ交通の予算は、柏市は5,000万円ほどです。ちなみに、流山市は柏市の2倍、野田市は4倍近い予算、同じ中核市の岐阜市は6億4,000万円、柏市の13倍です。あまりにも違い過ぎるのではないのでしょうか。他市と比較するときは、根拠のある正確な数字を示してください。請願者は、公共交通を補完する方法として、近隣市で行っているような病院送迎バスなどに高齢者が乗れるようにしてほしいと求めています。柏市は、25者にアンケートを取った結果、19者は協力は不可能だと回答したと答弁していました。一体どんなアンケート調査を行ったのでしょうか。柏市に所在するおたかの森病院の送迎バス、初石江戸川台循環コースは、1日6便、停留所は15か所、柏市地域も走っています。そして、65歳以上の流山市民は、病院利用以外の人でも移動手段として利用できます。しかし、同じ条件の柏市民は利用できません。もし病院が流山市に対しては協力できるが、柏市には協力できないということであるならば、柏市は病院に対し、柏市民のために協力してほしいという真摯な態度を示すべきということにはならないのでしょうか。

また、請願者が求めている公共交通を担当する専任部署の専門性とは、都市政策や交通政策に関する土木技術者としての一般的な専門性ではなく、コミュニティ交通を切望する市民の願いに寄り添い、かゆいところに手が届く、その願いに先回りすることもできる高度な専門性です。その専門性を持つ専任部署の設置が強く求められています。今回請願者は、高齢で運転免許証も返納し、病院や買物が不便になった、足腰が弱くなり、路線バスのバス停まで行くのも遠くて大変、やむにやまれぬ思いで請願を出しています。柏市議会として、ぜひ請願者の願いに応え、どこに住んでいても障害者も高齢者も出かけるのに苦労しない住みやすい柏市となることを実現しようではありませんか。全議員の皆さんの賛同を心からお願いしまして、採択を求める討論といたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願30号について、武藤美津江さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔15番 武藤美津江君登壇〕

○15番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。会派を代表して、請願30号、アフタースクール移行に関わる請願について、賛成の立場で討論します。

柏市は、学童保育、いわゆるこどもルームと放課後子ども教室を一体化してアフタースクールに移行し、民間委託するという方針を示し、令和8年度から20の学校で実施する。残りの22校も段階的に移行するということです。学童保育指導員のリーダー、サブリーダーに説明会があったのは5月に1回だけ、全ての学童保育指導員の説明会はこれからという状況です。請願者は、学童保育指導員は学童保育を支えるなくてはならない社会インフラとしての重要性があるにもかかわらず、他業種に比べ、賃金面での処遇の低さや雇用形態の不安定さが長く指摘され

てきました。柏においても指導員は全員が非正規雇用、会計年度任用職員です。近年法改正により会計年度職員に対し期末手当、勤勉手当が支給されるようになるなど、やっと国の政策として処遇改善が図られてきたところです。それでも全業種の中ではいまだ低い水準であるというのが状況です。しかし、学童保育事業がアフタースクール事業に移行し、民間委託になれば、強制的に会計年度任用職員をやめさせられ、雇用がますます不安定になり、安心して働くことが難しくなるのではないかと不安です。処遇改善はおろか、現在の水準すら到底維持されず、実際には解約されてしまうことも考えられますと訴えています。また、民間委託することで人材不足解消などがメリットとして挙げられていますが、近隣自治体の公設民営学童の恒常的な人材不足の実態を見る限りにおいて、民間委託にすれば解消するという市の考えは大変疑問ですと述べています。

請願主旨1は、柏市は公設公営でアフタースクール事業を始めてください。主旨2は、アフタースクール事業に移行するに当たり、指導員の処遇について現在の水準を下回らないように確たる配慮をしてくださいというものです。柏市は、アフタースクール事業への移行で待機児解消、人材確保、いろいろな体験ができる居場所ができると言っていますが、民間委託によって学童保育の指導員をいとも簡単に切り捨てるということではないでしょうか。本来学童保育に通える子供たちが待機児として待たされているということが問題です。計画的に施設整備を行うべきです。人員の確保についても、指導員の給与を引き上げ、処遇改善を行えばできるのではないかと。民間委託ではなく、柏市がこれまでどおり公設公営で対応すべきです。子供を預かる大事な事業を民間に丸投げしていいのか。柏市の責任放棄ではないでしょうか。さらに、請願者は、アフタースクール事業への移行は国の方針ですが、その方針は民間委託を推進するという内容ではありません。公設公営のままでアフタースクール事業を推進している自治体もあります。新事業を当初から民間委託を前提とするのではなく、学童保育課がアフタースクール課として教育委員会生涯学習部に移管されたこの機会であるからこそ、まずは市の責任の下で公設公営のアフタースクール事業をスタートし、柏市らしいアフタースクールをつくっていくべきと考えますと訴えています。アフタースクール条例制定の趣旨は、全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後の居場所を確保することを目的にアフタースクール事業を実施するためとあります。現場で働く指導員の声をよく聞いて、安心して働ける職場環境が保障されてこそ子供たちにとってもいい保育ができるのではないのでしょうか。全議員の採択を求めて討論を終わります。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願30号の主旨1について、鈴木清丞君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔17番 鈴木清丞君登壇〕

○17番（鈴木清丞君） みらい民主かしわ会派、社民党の鈴木清丞です。会派を代表し、請願30号、主旨1の公設公営でアフタースクール事業を始めてくださいの請願につきまして、賛成できない理由を表明し、反対討論とします。

アフタースクール事業に関しては、子供たちの安心、安全な見守りと健全な育成を目指してぜひ実施していただきたい事業であるという立場であります。では、その運営形態ですが、必ずしも公営でなければならないとは考えていません。特に来年度からアフタースクールを開始していくというスピード感を持った進め方が必要であり、公営での実施を考えますと、今のこどもルームの運営を行いつつ放課後子ども教室を併せたアフタースクール事業を開始していく

には、残念ながらノウハウが今の柏市にはたまっていないと、蓄積されていないと考えます。その点、民間の団体では既に十分なノウハウを蓄積している団体も多くいると考えられます。特に体験学習講座に関して多彩なアイデアと経験、他事業者との連携などを持っていることも考えられます。小学校の特設クラブがなくなった現在、それを補完する活動ができる可能性も秘めていると思います。こうした状況の中で来年度から実施する20校のアフタースクール事業に関しては、公営での運営は難しいと考えています。したがって、公設公営を求めている請願30号、主旨1に関しては賛成し難いと表明をしておきます。なお、次の岡田議員が賛成討論する主旨2の現状働いていただいている指導員の皆さんの賃金、労働条件などを含めた処遇が引き継がれることが大前提であることを付け加えておきます。以上で請願30号、主旨1に対する討論を終わります。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願30号について、上橋しほと君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）
〔3番 上橋しほと君登壇〕

○3番（上橋しほと君） 上橋しほとです。請願30号、学童保育事業のアフタースクール移行に関わる請願書について、主旨1、2ともに採択を求める立場で討論をいたします。

つい先ほど可決された議案第8号、柏市アフタースクール条例制定の議案採決で私は賛成をしました。御覧になられている市民並びにこの議場にいらっしゃる方々におかれましても、アフタースクール条例の制定に賛成した議員が本請願の採択を求めることは、この事業に賛成の立場の方、反対の立場の方、双方において上橋は矛盾しているのではないかと感じになられているのではないかと考えています。柏市の子供たちに安心、安全な放課後の居場所を確保したい。現在の学童保育、こどもルームの過密化と待機児童の解消を実現したいという願いをかなえるために、こども家庭庁、文部科学省が取りまとめた放課後児童対策パッケージ2025に倣った形で、近隣市が現在展開している放課後子ども教室と学童保育の2本立てとは異なった形で既存施設を生かして学び、体験の場を提供する放課後の子供の居場所を確保する新しい一体型のアフタースクールを始めたいという意思を本市は明確に示されました。その事業を実施するために条例制定が不可避でありますから、私は賛成という判断を下しました。

さて、主旨1、柏市は公設公営でアフタースクール事業を始めたいということについてです。私は、13日金曜日、自身の質疑並びに一般質問のときに、この条例はアフタースクールを公営でもできるのではないかと問いました。一問一答を続けていく中で、この条例は文言上、設計上、指定管理者制度ではないし、直営でもできるのではないかと質問をしたときに、生涯学習部長は公営でできないということはないというふうに承知しておりますと答弁をなされました。やろうと思えば、柏市教育委員会、アフタースクール課が放課後の子供の居場所をつくっていくことも条例上ではできる。でも、請願が採択されたら公営を考えていくかと続けて聞いたら、实际的、現実的にそれは難しいことだとも答えられました。保護者、子供が望んでいた放課後の子供の居場所づくりを当市が直営で立ち上げて展開していくのでは時間がかかり過ぎてしまう。待っている人たちのために一日でも早く居場所をつくり上げるためには、事業をスピード感持って実施、展開していくためには民間事業者の実績、ノウハウ、力に託したい、それに期待したい。今定例会の議案説明会で、そして会期に入ってから市長の施政方針、議案に対する質疑、答弁で柏市のその強い思い、願いは十分に伝わりました。それは、よく分かりました。しかしながら、それでも柏市が公営、直営でアフタースクール事業を始めたいという請願者、主旨賛同者がいらっしゃるのです。民間事業者のノウハウがよい。私た

ちはできない。民間の実績、力に託したい。議場でも議場外で職員の方々と話し合うときも、一貫してずっと執行部はそう話されます。ですが、どうしても自力でアフタースクールの運営がしていけないのでしょうか。多忙過ぎるのですか。人材を見つけられないのでしょうか。卑下しているのですか。柏市の執行部は、能力がそんなに低いのでしょうか。柏市の力というのはそんなものではないですよ。自分で蓋をかぶせなければ可能性は無限大です。柏市教育委員会が公営するアフタースクールだってできるはずなんです。だから、公営のアフタースクール事業展開ということ、それをぜひ考えていただきたいです。

主旨2、移行するに当たり、処遇について現在の水準を下回らないように確たる配慮をしてくださいということについてです。これは、議案質疑で複数の議員が発言してきた事項です。執行部も、プロポーザル方式で事業者を選定していくが、そのときの仕様書でも現在の給与水準のことは明示して、今よりも下回ってしまうことがないように配慮してもらえるよう働きかけていくと示されました。支援員とも丁寧に話を重ねていくと言われました。多くの支援員がとにかく一番これだけは守ってもらわないと困る、生活がかかっているからと言われたことがこの給与水準のことです。柏市会計年度任用職員であり続けたいとか、民間事業者の職員になったとしてもとか、状況や背景が複雑ではありますが、今のこどもルーム支援員がアフタースクールの支援員になった後、待遇が落ちてしまう事態にだけは陥らないよう、柏市執行部も全力をもってその支援をいただきたいと改めて申し上げたいと思います。この請願は、市民、支援員の願いです。市民の願いをかなえるために柏市執行部は全力で取り組んでください。議員が請願を市議会で採択するというのは、本来そういうものだとは認識しています。ですので、私は全議員の皆様はこの請願を採択しましょうと求めます。そして、繰り返しとなり、これは柏市執行部へのメッセージにはなりますが、市民、支援員の願いを実現するために、1、公設公営でアフタースクール事業を始める、2、処遇が現在の水準を下回らないように確たる配慮する。それに向けて真摯に取り組んでいってほしいと願います。これをもって私の請願30号、主旨1、2、両方ともに採択を求める私の討論を終わりたいと思います。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願30号の主旨2について、岡田智佳さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔29番 岡田智佳君登壇〕

○29番（岡田智佳君） みらい民主かしわの岡田智佳でございます。会派を代表し、請願30号の主旨2、アフタースクール事業に移行するに当たり、指導員の処遇について現在の水準を下回らないように確たる配慮をしてくださいについて賛成の立場で討論をいたします。

こどもルームの過密化と待機児童の解消、安全、安心な放課後の居場所の確保のため、本市ではこどもルームと放課後子ども教室を一体的に運営するアフタースクール事業を実施することを決めました。今議会では、柏市アフタースクール事業条例を制定する議案第8号が提出され、先ほど賛成多数で可決されたところです。我が会派では、伊藤議員の議案第8号に対する賛成討論、そして先ほどの鈴木議員の討論のとおり、今後ますます増えるこどもルームの需要に備えて早急な対応が求められていること、公設公営では人材の確保や充実したプログラムが十分提供できず、実施まで相当の時間を要することなどを理由に民営によるアフタースクール事業の実施が望ましいと判断いたしました。しかしながら、請願30号の請願理由にあるとおり、民間委託された場合、これまで勤められてきた学童保育指導員の皆さんの雇用の継続や労働条件については不安定な状況となるおそれがあります。会計年度任用職員は、非正規雇用とはい

え期末、勤勉手当が支給され、一定の雇用の安定は図られています。しかし、アフタースクール事業が民間委託された場合、雇用が継続されるのか、現在の労働条件が保たれるのか、何も示されていません。担当課は、受託者に対し雇用、賃金を命令することが法に触れる、法に抵触するおそれがあると答弁するのみで、学童保育指導員の方々の心配を払拭し、現在の労働条件を担保するための具体的な対応策を示していません。従業員は重大な重要な経営資源であると同時に、会社にとっては人件費の負担が重くのしかかることも事実です。経営が難しくなれば真っ先に見直されるのが人件費でもあります。請願者が求める現在の水準を下回らないような確たる配慮について具体的に私も考えてみました。例えば柏市では現在指定管理者に対する労働条件審査を導入し、指定管理者の下で働く労働者の労働条件が確保されているのか、不利益変更が行われていないかなど労働の専門家が定期的にチェックを行っていますが、こうした仕組みを導入するのも一案だと思われます。委託事業者の下で働く学童保育指導員の労働条件が安定的で継続かチェックし、審査において指摘のあった事項については市が適正な労働環境を整備するように指導し、さらには改善の状況を確認していけばよいわけです。また、担当課には、関係者に対する丁寧な説明や委託事業者の下で働く方々の相談窓口の設置も会派として提案していきたいと思っております。これまで子供たちのために懸命に働いてくださった方々が引き続きやりがいを持って現在の労働条件以上で働けるよう、全議員の採択を求めて私の賛成討論を終わりといたします。よろしくお願いいたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願32号について、若狭朋広君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔16番 若狭朋広君登壇〕

○16番（若狭朋広君） 市民サイドの若狭朋広です。会派を代表して、請願32号の全ての主旨において賛成の立場で討論いたします。

請願32号は、孤立してしまう不登校児童とその保護者への選択肢を増やし、不登校児童へのさらなる支援を求めるものです。まさか自分の子供が不登校になるなんて思ってもいなかった。多くの不登校児童の保護者がそう語ります。柏市のある不登校親の会に参加した時のことです。40代のAさんが体験をこのように語ってくれました。小学校4年生の息子がいる日突然学校に行かないと言うようになりました。これは大変だと思った私は、無理やり学校へ連れていき、そのような日を1週間ほど繰り返した。すると、息子は余計に学校を拒むようになり、次の月から全く行かなくなりました。私は、いじめられているのか、勉強についていけないからなのかと原因を探し始めた。そして、息子は行きたくないの一点張り。担任の先生に相談しました。学校では特に思い当たる様子はないとのことで、発達障害の可能性はないですかと言われました。発達障害の知識が全くない私は、とても落ち込み、スクールソーシャルワーカーに相談しました。無理に学校に行かせなくてもいいですよ、親が苦しむ姿は子供を追い込むと助言いただきました。教育支援センターにも相談に行きましたが、息子は行きたくないと言います。毎日息子が家にいるため、私は仕事を辞める決断をしました。ネットで不登校経験者の記事を読み、SNSで不登校カウンセラーの動画を見たりするうちに、無理に行かせなくてもいいかとも思えるようになり、ようやく家で息子と過ごそうと決めた矢先、実家の親やママ友から心ないことを言われ、私が甘やかしているだけなのだろうかともまた悩むようになりました。それでも息子の一番の味方は私と思い直し、休んでもいいよと言ってあげられるようになりました。休んでもいいといったもの、毎日ゲームばかりして過ごす息子に本当にこれでいいのか、学習の遅れはどうしよう、さらなる不安で押し潰されそうになりました。民間の塾も検討した

が、そこにも行かないと言われました。どうしていいか分からず、つらくてたまりません。そのように話され、それを聞いた参加者はみんなそうそう、それぞれ、分かりますとうなずき、うちの場合はとお互いの状況をシェアし合い、情報交換していました。Aさんは、柏市内に不登校の保護者の集まりはないものかとネットで検索し、この親の会にたどり着きました。同じ境遇の人がこんなにいるとは思わなかった、本当に来てよかったと話していました。

このように、同じ悩みや困難を持つ親の会は、経験を共有し、励まし合い、互いに支え合うことで精神的なサポートが得られます。柏市では、不登校児童の保護者を対象にひまわりの会を年に3回ほど開催しています。私も昨年参加させていただきました。不登校を題材にした講演会で、終わった後、講師への相談時間も設けられていました。とてもよい取組と感じましたが、参加者同士の交流はありませんでした。つまり相談者と相談を受ける側との1対1の支援は受けられるが、保護者同士の交流の仕組みはありません。では、保護者同士が自らその環境をつくれるか、私は難しいと思います。Aさんのように不登校の保護者はとても困難を抱えており、自分の子供が不登校であることを公表し、親の集まりを呼びかけることはとてもハードルが高いのです。現在柏市内にある不登校親の会及び居場所は、私が知り得る限りでは5つほどあり、大変貴重な存在で、何も情報がない状態で見つけることは困難です。請願の主旨1では、この親の会や居場所の情報、各教育支援センター、民間フリースクールの情報などを一緒にした一覧を市のホームページやチラシで分かりやすく共有してほしいというものです。委員会の答弁では、県が発行している千葉県版児童生徒と保護者のサポートガイドがあるとのことでした。しかし、ここには教育支援センターと民間の学習塾、私立の高校が載っているだけで、これだけでは特に小学校の不登校に対する情報が不足しています。親の会は、心のケアと情報共有を担う重要な役割を果たしています。保護者がすぐに適切な情報を受け取るために採択すべきものと主張します。

次に、主旨2に記載のある学校ごとの不登校保護者会についてですが、これは主旨1で申し上げた親の会とは全く違うものであります。言い換えると、学校や教育支援センターが開催する不登校保護者の懇談会という表現が分かりやすいかと思います。先週金曜日、校内教育支援センターが開催した不登校保護者の懇談会に参加してきました。私の娘が不登校であるため、小学校、つまり校内教育支援センターから案内いただきました。柏市においては2校だけ存在する小学校の校内教育支援センターです。この懇談会では、スクールソーシャルワーカーと担当教員1名、保護者複数名が参加し、自己紹介から始まる保護者同士の交流や情報交換が目的でした。40分という短い時間でしたが、全員が参加してよかったと感謝を伝えていました。このような不登校保護者の懇談会は、小中合わせて6校実施されています。毎日学校に通っている児童の保護者には1学期に1回程度、クラスの懇談会があります。ふだん学校に行っていない保護者からすると、そこで得られる情報は自分の子供にとっては遠いもので、保護者同士の共通の話題についていけず、交流しにくいのが現状です。主旨2においては、定期的に行っている保護者懇談会を不登校保護者を対象に実施してほしいという内容であり、その取組を広げてほしいと強く思います。

不登校児童は、中学校を卒業すると相談先がなくなります。中学卒業の相談先は、福祉部局になると教育子供委員会での答弁がありました。中学卒業後の選択肢としては、民間のフリースクールや通信制の高校などありますが、進路先を相談する場合、福祉部局ではなく、進路指導のノウハウや情報を持っている教育委員会に相談窓口をつくってほしいというのが主旨3

の内容であり、採択すべきものと主張します。

不登校の相談を受けた教職員が抱え込んでしまい、その児童への支援を一人で判断してしまう実態もあります。特に経験の浅い教職員はスクールソーシャルワーカーとの連携が必須であり、学校ごとに任せるのではなく、しっかりとした仕組みづくりが必要です。子供の行動や表情の変化を一人で判断することは間違った支援につながるリスクが高いため、専門職を含めたチームで対応してほしいというのが主旨4の内容です。

市の取組は否定するものではなく、むしろこれまで整備いただいた内容は素晴らしいものがあります。しかしながら、不登校は今後ますます複雑化し、不登校ではないが、休みがちな児童も合わせると増え続けることも考えられます。請願32号は、不登校の保護者が勇気を出して行動し、349名もの賛同者が集まりました。大きく予算が必要な主旨もありますが、すぐに実施できる取組もあります。子供を第一に考えたとき、まずは保護者が安心して過ごせる環境でなければ不登校の根本的な解消にはつながりません。不登校への理解が広まり、誰もが安心して暮らせる柏市になることを願い、全ての主旨において採択いただきますようお願いし、賛成討論といたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願32号の主旨7について、内田博紀君。

〔1番 内田博紀君登壇〕

○1番（内田博紀君） 無所属の内田博紀でございます。議題となっております請願の32号、不登校のお子さんへのさらなる支援を求めることについての主旨7、市原市のようにフリースクールに通うお子さんへの助成を行ってくださいというものでございます。この主旨7につきましては、裏づける法的根拠がございます。それは、2017年に施行した義務教育の段階における教育の確保等に関する法律、いわゆる多様な教育機会確保法において第13条には、ここには学校以外で学ぶ、学校以外での学習場所の保障をすることがうたわれています。支援をすることもうたわれています。この学校以外の場についてフリースクールは内包されているのかどうか、文部科学省に問合せをいたしましたところ、フリースクールは該当しているというお答えをいただきました。つまりフリースクールは、不登校のお子さんの居場所あるいは学び合いの場所としてしっかり機能しているわけですし、そこに通われるお子さんについては、この多様な教育機会確保法の本旨に基づき、私は行政が支援をしていくべきであろうと考えています。ところが、フリースクールは公設公営で設置するのが非常に困難であることから、民間が事業主体となっています。ここでの学習に係る費用はかなりの高額となります。学びへの権利を保障するという観点では、フリースクールに通うお子さんに対して、あるいは御家庭に対して助成を行うということは多様な教育機会確保法の第13条の学校以外での学びを保障するところにもつながりますし、憲法26条が保障する子供の学習権保障にも直結するものであると考えています。憲法26条では、保護者や自治体、国にとっては義務教育の就学の義務を負うが、子供にとっては永久の権利です。この権利を獲得するためのフリースクール、学びへの権利を獲得するためのフリースクールへの助成については、この議会としては全会一致で採択をしていくべきであることから、請願32号の不登校の子供へのさらなる支援を求めることについての主旨7の市原市のようにフリースクールに通うお子さんへの助成を行ってくださいについて全会一致での採択を求め、私の討論といたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、請願32号について、末永康文君。

〔25番 末永康文君登壇〕

○25番（末永康文君） 末永康文です。32号の不登校の子供へのさらなる支援を求めることについて、ただいま議題となりましたこの議題について討論いたします。

私は担当委員会でありますけれども、子供家庭支援ということで、これはスクールソーシャルワーカーの基本的な指針の本なんです。先ほど若狭議員がいろいろ言いましたけど、大人の交流とかいろんなこと、子供がどうあるべきか、子供がどうしたらいいのかが私は大切だと思うんですね。子供がどういうんで不登校になったのか、これなかなか心を開かないと言わないわけです、子供は。それが分かんない、親も分からない、みんな分からないわけですよ。例えば例としてこういうこと。夫婦、けんかして離婚した。だけど、その子にすればそのお父さんはとても大切に好きなお父さん。だけど、離婚して出ていった。残されたのはお母さんだけ。お母さんも嫌いじゃないんだけど、お母さんにお父さんが好きと言うと人質に取られたみたいで怒られるんじゃないかと思うから、学校に二、三日は行ったけども、その後行かなくなっちゃった。何でか分からない。不登校になったの何でか分からない。親は何でか分からない。これをずっと繰り返してきた。原因は分からない。ただ、子供は原因分かっているんですよ。好きなお父さんと別れたことが原因だったんですよ、後で分かったのはそれは。だから、それと含めて、最近多いのは愛着障害、愛着障害って小さいときからの。愛着障害って分かりますか、愛着がおろそかになっている。そのために、そういうこと分かるのは心理士、児童心理司、そしてソーシャルワーカー、専門的な人、国家資格を持っている人、その人たちが真剣に考えて子供の立場に立ってどうするかなんです。

今回の請願について、親の会など民間の取組を含めた様々な不登校関連情報を保護者はもちろん、教職員や教育支援センターなどで分かりやすく共有しようって言っているんですね。民間って一見よさそうに見えるけど、危ないんですよ、これ。宗教団体や、あるいは悪質なところも入っているんです。だから、そんなの一緒に共有しというのは、これ大変なことになるから私は反対しました。それから、一番いいのは、親の会が自主的にやって、チラシを配って、そしてチラシを作って、その費用を補助していただくとか、あるいは教育委員会の支援いただくとか、学校でも配れるよう、子供たちに。誰がいつ何どきに不登校になるか分かりませんから、全員に子供にこういう相談センターがあるよというところをして、不登校のお母さんたち集まる会あるよと言って、そこで共有するのはいいですよ、それは親ですよ。子供たちは置き去りにされているんですよ。子供たちにどうするかをまずしなきゃならないのに、この請願にはそこが抜けている。だから、次の項の2の一部に取り組みされている学校と教育センターごとの不登校保護者会を広げてくださいというんでしょう。これは、教育委員会にやれって言っているだけですね。自らに子供はどうあるべきかということをやっぱり学んで、専門職の人と交流して、専門的な立場でやらないと、全国で34万人と言いますね、柏市も小中合わせて1,300人近くいますね。だから、そこはちゃんと行政も含めて、親だけじゃなくて地域も含めて、私は専門職も入れてしっかりやる必要があると思います。

この3番目の中学校卒業からの相談、これは丸にしました。私は賛成です。それは、当然ですね。学校での不登校の子供に対する専門職を対応してください。チームをつくってください。これは、専門職だけじゃ駄目です。チームがないと駄目なんです。チーム、学校、保護者、地域の方、そしてソーシャルワーカー、専門家ですね。心理士、児童心理司、こういうチームがないといけません。

主旨5の目に見えない障害や病気へ無理解が不登校になっているおそれがあるについて、全

ての教職員に周知ください、これ反対しました。なぜかというのは、個人情報です。病気じゃないかもしれない。医者でもない何でもない教員に、この子は障害があるってスティグマ的にレッテル貼っちゃったら大変なことになるでしょう。だから、こんなのは、これは悪いけど、主旨出されている方、これはもうちょっと改めていただきたい。こういうこと、議会というのは重みがあるんですから、だからもうちょっと子供のことを配慮した中で請願を出すべきだと思います。請願者になった賛同された皆さん、配慮しなきゃ駄目です、こういうのは。議会というのは重みがあって、教育委員会は決まったらしないんですよ。こういうことは、否決されちゃったらしないんですよ、この人たちは、役人というのは。だから、役人がやれるようなことを賛同いただくということが大切なんです。ただ出せばいいというもんじゃないんですよ、これは。そういうことしたら子供が犠牲になる、子供が。だから、もうちょっと配慮していただきたい。

それから、その後に学びの多様化学校の設置検討してください。これは当然ですね。多様化のあるところ、これは八王子なんか特にやっていますね。ですから、こういうことをどんどん広げて、今の義務教育の学校だけじゃないんだよと、いろんなところでも学ぶところあるんだから、そういうところ、多様化させた学びをつくっていく、柏市も先進的に学んでどんどん進めていくことが私は大切だと思います。

最後に、松戸市のように不登校の子供への給食費の支援を検討してください。松戸市は、1学期だけ公費負担なわけですね。全員に公費負担ですから、差別があっちゃいけないから、その分を来ない不登校の子にもそれは支援をしているということだし、けどこれを柏市は無償にしていないわけですね。厳しいからということでもありますけど、給食費の支援を検討してください。これは、私は無理じゃないかと思います。こういうのを出さないでいただきたい、議員さん。これは、もうちょっと字句、文句を変えて、少し玉虫色にして、誰もが賛成するようなことをしないと、指導しなきゃ、議員さんに問題がありますよ、こんなことを請願に出しているなんていうのは。もうちょっとちゃんと精査をして、きちんと出していただきたいと思います。

私は、以上申し上げましたが、もう少し我々も子供の立場に立って、子どもの権利条約も含めて、子供はどうあるべきかということを親が分からないでいるんですよ、親は。分かったようなふりしているけど、分からないんですよ、それは。だから、そのことも含めて、専門的な人も含めて、どうしたらいいのか、子供のことをまず聞く、権利条約に合わせて子供の声を聞く、子供の声はどうなのかって、子供が胸を開いて話せるような環境、物を言えるような環境をつくることが私はまず大事だと思うんです。そこをないがしろにされていて、大人が幾ら交流したって、そんなのは自己満足にすぎないだけです。だから、ぜひ我々議員もちゃんと子供がどうあるべきかということを勉強して、勉強すれば幾らでもできるんです。分かるんですから、そういうことをきちんとやった上でこの議会へ出して、党略的に賛成、反対するんじゃなくて、柏市の子供をどうするか、柏市の子供を守ろう、そして学校で学ぶ子もいるけど、そうじゃない、多様性のある学校にフリースクールみたいなところで学ぶこともあるよ。学校に行かない子も、全国キャンピングカーで回っている親子がいますよね。そんなことしなくていいんだって、経験して学校へ行かなくてもいいんだ。通信教育やって、通信だけで大学まで行っているという子いますよね。そういう人もいます。だから、そういう多様性のあることをやっばり認め合って、その中で子供がどうあるべきか、子供のためにどうすべきかということをまず

出して議論していくということをぜひこの議会でもしっかりやろうじゃありませんか。そのために、私はもうちょっと議論をしていただきたい。ただ、公明党さん、自民党さん、全部ばかばかって反対で、党利党略的なことはやめてください。真剣に考えて、その中でどうあるべきかということをしないと、柏市の子供のためにやるということを第一に考えてぜひ、賛成もこれから遅くありませんから、賛成してください。よろしくお願いします。以上です。

○議長（助川忠弘君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（助川忠弘君） これより順次採決を行います。

○議長（助川忠弘君） まず、第1区分の請願27号を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第2区分の請願29号の主旨2を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第3区分の請願29号の主旨4を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第4区分の請願32号の主旨6を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第5区分の請願29号の主旨1を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成23人、反対11人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第6区分の請願29号の主旨5を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成23人、反対11人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第7区分の請願29号の主旨3を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本案について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第8区分の請願30号の主旨2を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第9区分の請願31号の主旨1を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第10区分の請願31号の主旨2を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第11区分の請願32号の主旨4を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第12区分の請願32号の主旨 7 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第13区分の請願32号の主旨 8 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は不採択と裁決いたします。

○議長（助川忠弘君） 次に、第14区分の請願32号の主旨 1 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成16人、反対18人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第15区分の請願32号の主旨 3 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成16人、反対18人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第16区分の請願32号の主旨 5 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成16人、反対18人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第17区分の請願32号の主旨 2 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成16人、反対18人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第18区分の請願32号の主旨 9 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成15人、反対19人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第19区分の請願28号を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成13人、反対21人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（助川忠弘君） 次に、第20区分の請願30号の主旨 1 を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成11人、反対23人、よって委員長報告のとおり決しました。

○

○議長（助川忠弘君） 日程第 3、議案第23号を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（助川忠弘君） お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本案について質疑を許します。質疑は 3 問制で行います。内田博紀君。

○1 番（内田博紀君） それでは、議題となりました議案第23号、副市長の任命について質疑をいたします。3 点お伺いいたします。

まず、市長には、まずそもそも副市長、一般質問でもお聞きしましたけども、そもそもこの23号を上程する必要があったのかどうかという点です。本市においては、広報部に秘書課を上席する部局、横断的に市長の政策を実現していくための理事を配置しました。そして、各部、各課とも管理職が置かれ、また課については再編で多く増えているという状況です。それぞれの事務事業を実施するには十分な組織体制であるにもかかわらず、副市長を 2 名体制、つまり議案23号を上程する意味がどこにあったのでしょうか、まず市長にお尋ねをいたします。

続いて、染谷副市長には、この議案が可決された場合、現在の退任する副市長が担任している部署、部局、つまり部局担任制をしくのかどうか、しいた場合は現在の副市長の退任する副市長の部局をそのまま上席として担任するのか、お示しください。

3 点目は、総務部長のほうにお尋ねをいたしますが、この方の経歴書についてでございますけれども、この方は神戸市で都市計画の分野に携わってきました。個別の政策については議案質疑ですでお尋ねはいたしません、私は柏駅西口の北地区再開発が住民合意なしにどんどん進められてしまうのではという懸念を抱いています。こうした都市開発ばかり重点が置かれていっては私は困ると思ひていますが、この方が神戸市では都市開発にどれくらい携わっていたのか、その実例があればお示しをください。以上で第 1 問を終わります。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

○市長（太田和美君） 広報部に理事を設置したので、2名体制にする必要はないのではということで御質問にお答えをさせていただきたいと思います。新たに設置された広報部理事は、理事職として特定業務の直接の執行者として市長、副市長を補佐する、そして所管業務の円滑な執行に努めることを目的としております。一方、副市長は、法令に基づく市長の補佐機関でありまして、各部局の政策形成、予算執行、関係機関との折衝等、組織全体の統括、調整責任を有していることから、副市長2名体制を採用したいというふうに考えております。

○議長（助川忠弘君） 染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） 私からは、御質問いただきました部局担任制と、あと今回提案をしています山田氏の神戸市での業務等に関する2点についてお答えをさせていただきます。まず、部局担任制についてですが、現在奥田副市長が所管していただいています部署を引き続き所管していただく予定です。ですので、環境部、経済産業部、都市部、土木部、上下水道局及び農業委員会事務局を引き続き所管していただくということで考えております。

次に、山田氏の神戸市での業務経験についてですが、まずお配りした資料にもございますが、都市計画課長ということで都市計画に関する業務、再開発、またはまちづくり等で都市計画に関わる部分をやっているほか、都市計画だけではなく、神戸市の組織の中で異動もされていて、企画調整局の副局長ということで、まちづくり、都市開発、都市計画系だけではなく、人口流出等に伴う空き地等の内容ですとか、幅広い部分で業務をやっていたという経歴でございます。以上です。

○議長（助川忠弘君） 第2問、内田博紀君。

○1番（内田博紀君） 部局担任制については理解をいたしました。2人体制を堅持していくということですが、私は今の経歴を伺って、都市開発をかなり強硬的に進めてしまうのではという懸念があるんですが、市長はこの23号の議案対象者を任命するに当たって、都市開発を推し進めるという目的のためにもこの23号の対象者を任命しようとしているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

○市長（太田和美君） 駅前の再整備の推進も期待しているところでございますけれども、それだけで招聘するものではございません。山田氏には、これまでの経験に加え、奥田副市長と同様に国土交通省内のネットワークを駆使し、第六次総合計画でも掲げております将来のまちの姿を実現するための重点テーマとして、エリアごとの特徴を生かした地域経済、産業の振興や未来に備える防災、減災の気候変動対策に関わる取組などを中心にサポートしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（助川忠弘君） 第3問、内田博紀君。

○1番（内田博紀君） 駅前の再整備ということでは、柏駅西口北地区については私は丁寧な進め方ができるのかどうかとか、その辺は見極めていきたいと思いますが、人事議案でございますので、どういう仕事をするのかまだ分からないので、反対という立場は取りませんが、この議案につきましては、もしこの副市長が任命された際には都市開発にかじを切り過ぎないように、環境問題や福祉の充実、子育て支援とか、そこら辺にもしっかりと上席する副市長として分野横断的に活動していただきたいことを申し上げまして、私の議案第23号に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（助川忠弘君） ほかに質疑はございませんか。末永康文君。

○25番（末永康文君） 副市長にお尋ねします。3月議会では大変失礼なことを申し上げました。国にお帰りになられたらいかがですかという話をしましたけども、奥田副市長さんは、この間いろんな、柏のそごうの買収問題やいろいろと貢献をされたようでありますけども、柏市についてどのように考えられていたのか。そして、新たな42歳の若手に引き継ぐようでありますけども、その方についてはもう引継ぎがされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質疑に対する答弁、奥田副市長。

○副市長（奥田舘夫君） お答え申し上げます。まず、第1点目でございますけれども、ここで個別具体の事業名を申し上げるわけではないですけれども、これまで全身全霊柏市の発展のために尽くしてきたということはしっかりと申し上げておきたいと思えます。その上で、後任でございますけれども、まだ引継ぎ終わっておりません。後刻しっかりとこれまで携わってきたものの様々な課題や、また今後に向けての道行きも含めてしっかりと後任の者にバトンを渡して、またさらなる柏市政の発展に尽くせるよう、円滑な人事異動がなされるように努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（助川忠弘君） 第2問、末永康文君。

○25番（末永康文君） そんなに長い期間じゃありませんでしたけども、大変御苦労さまでした。新たに新しい方が見えるということですけども、私は基本的に、先ほど内田議員が言っていましたよね、2人体制はどうなのか、要らないんじゃないか。染谷副市長で十分じゃないかな。もし要るとするならば、そこに女性の副市長さんを入れたらいいんじゃない。と申しますのは、柏市の職員の心の悩み、ここら辺で休職者が二十四、五名いる。そういう状況では、副市長さんの一人の男だけではちょっと女性の気持ちはどうなのか、分かっている方かもしれんけど、ちょっと難しいんじゃないかなと、この間染谷さんと三十四、五年見てきましたけども、ちょっと無理があるんじゃないかなと思いますので、ここら辺は職員が二十五、六名も、その過半数は女性が心の悩みでこうしている。これは、市民サービスの低下ですよ。そこら辺をやっぱりちゃんと捉えてできる方を入れないといけないんじゃないかなと思うんです。ですから、そこら辺については染谷副市長は何か考えられたのか、また市長もそこら辺についてはどう考えているのか、2名の感想も含めてお答えください。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質疑に対する答弁、市長。

○市長（太田和美君） 女性の登用は考えなかったのかということでございますけれども、専任の候補者の人選に当たっては男女問わず、経歴、識見、実績など様々な観点で考えました。これらの適性がある人物を検討した結果、人選させていただいたことをお伝えさせていただきます。

○議長（助川忠弘君） 第3問、末永康文君。

○25番（末永康文君） 人ごとですから、あまり述べませんけども、ぜひ柏市の鬱で休職されて、この3月も何人も退職していく。休職して、休職の3年間期限切れて退職せざるを得ない。そして、新たにまた同じ人数以上にそういう人が増えている。これは、私市長、副市長の責任だと思いますよ、ある意味じゃこれは。だから、そこら辺やっぱりちゃんとして、体制、人事についてもしっかりとやって、市民サービスの低下になるわけですから、執行部がぜひ職員の健康問題はしっかりと捉えてやるということをしていただきたいと思います。令和4年からずっとデータを取っていますけど、一向に減りませんよね、ずっと横並びよりちょっと微増ですよ。これ何が原因があるかというのは、市長、副市長に原因があるんじゃないかと私は思いま

すよ。何も責任を感じていないというのは、とんでもないことです。ぜひそういうことがないように、来年の4月には10名以下に減らせるという、そういう目標を持ってぜひ取組をしていただきたいことを申し上げて、私からの質問を終わります。

○議長（助川忠弘君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（助川忠弘君） お諮りいたします。

本案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（助川忠弘君） これより採決を行います。

○議長（助川忠弘君） 議案第23号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（助川忠弘君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成28人、反対6人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○

○議長（助川忠弘君） 日程第4、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（助川忠弘君） 各委員長より、会議システム内のデータのとおり、所管に関する事務の閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川忠弘君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（助川忠弘君） 以上をもって今期定例会に付議されました事件等は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長に挨拶を許します。市長太田和美さん。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 令和7年第2回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。去る6月6日から20日間の長きにわたり、補正予算、その他の重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、ここに全日程を終えることができましたこと、厚く御礼を申し上げます。審議の過程におきまして皆様からいただいた御意見、御要望等につきましては十分検討し、業務の執行

に当たってまいります。結びに、本格的な夏に向けて、議員各位におかれましては健康に十分留意され、市政運営に一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（助川忠弘君） 去る6月6日から本日までの各位の御労苦と御協力に対し、深甚なる謝意を表します。

これにて柏市議会令和7年第2回定例会を閉会いたします。

午後 3時21分閉会

〔参考掲載〕

【総務市民委員長報告（議案）】

総務市民委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第1号柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第4号柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についての8議案を一括して議題といたしました。

議案第1号及び第2号について、委員から「今回、職場環境整備を図るということで、シフト勤務やテレワークといったことも改善の一つの手法と考えるが、現状はどのようなものか」との質疑があり、当局から「例えば、1時間の早出・遅出といった運用の時差出勤を導入しており、また、テレワークについても部内の一定職員の中で交代しながら実施している。市役所という現場でできることを少しずつでも進めていく必要があると考えている」との答弁がありました。

議案第3号について、委員から「本市では、50cc以下の原動機付自転車用にレイソルのオリジナルナンバーを作成していたかと思うが、今回の改正で、他の排気量のものにも適用されるなど変更はあるのか」との質疑があり、当局から「オリジナルナンバーの取扱いについては、従前と変更はない」との答弁がありました。

議案第4号について、委員から「都市計画税の部分において、今回の一部改正の内容はどのようなものか」との質疑があり、当局から「条文の段ずれのみになる」との答弁がありました。

議案第5号について、委員から「ナイトプール実施に当たり、万が一溺れてしまった方や、けがをした方への対応マニュアルなどはあるか」との質疑があり、当局から「ナイトプールに特化したマニュアルはないが、看護師を常駐させており、体調不良等の方へは看護師が対応を行う予定である」との答弁がありました。

議案第6号について、委員から「改正理由の中にある、中央体育館アリーナにおける予約形態の複雑化とはどのようなことか」との質疑があり、当局から「これまでは少人数の方々が利用する際、予約の対応については指定管理者が窓口にて、どの場所でプレーしていただくか決めていた部分があり、複雑化という表現をした」との答弁がありました。

議案第20号について、委員から「今回の条例改正に当たって、パブリックコメントは実施されなかった。選挙は民主主義の根幹に関わる部分であるため、今後はパブリックコメントの実施について検討してもらいたい」との意見がありました。

議案第21号について、委員から「投票所における人数配置について、法律で規定されているのか」との質疑があり、当局から「立会人や投票管理者など法定されている部分もあるが、それ以外の受付者・用紙交付者などは投票所における過去の状況等見ながら配置をしている」との答弁がありました。

採決の結果、議案第1号、第2号、第4号から第6号、第20号及び第21号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと、議案第3号については全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和7年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分についてを議題といたしました。

委員から「消防庁舎維持管理事業について、物価高騰による増額なのか、その他の理由によるものなのか」との質疑があり、当局から「増額の理由としては主に3点あり、1点目が人件費・資材費の高騰、2点目が仮設トイレの増設、3点目が24時間出場体制を整えつつ工事を行うため当初工事期間から延長した分の人件費がかさんだこと、これらの理由で増額をしている」との答弁がありました。また、委員から「持続可能な財政運営、見通しについてはどう考えるか」との質疑があり、当局から「各種財政指標等の状況に配慮しながら、政策の実現と持続可能な行財政運営の両立を図っていきたい」との答弁がありました。

採決の結果、議案第18号当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号財産の取得について（軽電気自動車）を議題といたしました。

委員から「公用車の廃車基準についてはどうなっているのか」との質疑があり、当局から「普通自動車については初年度登録より18年が経過したもの、軽自動車については初年度登録より15年が経過したものを年数的に基準として設けている。後は経過年数にかかわらず、修理費・維持費が車両保険上限額を超えるもの等の規定を設けている」との答弁がありました。

採決の結果、議案第16号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【健康福祉委員長報告（議案）】

健康福祉委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第18号令和7年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分について、議案第19号令和7年度柏市病院事業会計補正予算についての2議案を一括して議題といたしました。

議案第18号について、委員から「定額減税調整給付金の不足額給付について、対象者にはどのように周知するのか」との質疑があり、当局から「ホームページや広報かしわへの掲載、チラシの配布等を行う。また、制度が難しいためコールセンターを設置し、その周知を行っていきたいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「新型コロナウイルス感染症予防接種事業について、昨年度各医療機関でどのワクチンを接種したのかという情報はあるのか」との質疑があり、当局から「医療機関ごとは把握していないが、市内の状況としてはファイザーが全体の84.5%、モデルナが1.1%、第一三共が6.9%、武田薬品工業が7.4%、Meiji Seikaファルマが0.1%となっている」との答弁がありました。

議案第19号について、委員から「整備の終了時期に変更はないとあったが、県や国に対する財源要望や基本設計見直しの結果は関係なく工事は進めていくということか」との質疑があり、当局から「現時点ではどこまで要望が通るか、どの程度費用が抑制できるかは不明であり、また、財源がなくても工事が行えるかどうかは他の事業とのバランスもある。担当課としてはとにかく費用を抑制し、財源補助の改善がなかったとしても工事ができるよう努力していき

い」との答弁がありました。また、委員から「できる限りローコストでコンパクトに設計することについて、徹底具合はどうだったのか」との質疑があり、当局から「基本計画の時点では他の病院の事例を参考に策定したが、基本計画で決めた機能や役割を基本設計の中で取り組んだところ、若干スペースに余裕が生じてしまったと感じている。次の基本設計の見直しの段階では、詳細に漏れなく確認していきたい」との答弁がありました。また、委員から「建築費とは別に、備品や医療機器の購入等も含めると追加で幾らかかるのか」との質疑があり、当局から「基本設計では、設計・監理業務費が約7億円、はみぐB棟の事前移設工事費が約10億円、医療機器等の整備費が約41億円と見込んでいる。この合計額の約58億円を現在の工事費293億円に足すと、総事業費は現時点では約351億円になると見込まれる」との答弁がありました。また、委員から「様々な可能性を考えて、費用を抑えるミニマムのパターンや、ある程度の機能性を持たせるマックスのパターン等、複数の設計を考えることはできなかったのか」との質疑があり、当局から「設計段階でいくつかの案をつくることができればよいが、そうすると複数の作業が発生して設計のコストも上がってしまうため、昨年7月に示したプラン一本でつくったところである」との答弁がありました。

採決の結果、議案第19号は全会一致で、議案第18号当委員会所管分は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【教育子供委員長報告（議案）】

教育子供委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第18号令和7年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分についてを議題といたしました。

委員から「アフタースクール事業に係る20校の実施校について、委託は複数者なのか。また、複数者の場合は何者を想定しているのか」との質疑があり、当局から「まだ正式な決定をしていないが、事務手続上、20校全てを1者ずつというわけにはいかないと考えるため、2者から3者程度と想定している」との答弁がありました。また、委員から「学校給食センター整備事業の購入予定地周辺には、他にも土地があるが、購入予定地の大きさの算出根拠は」との質疑があり、当局から「購入予定地周辺の土地については売りに出ていない。そのため、売りに出ている最大限の面積を購入するものと考えている」との答弁がありました。また、委員から「調整区域であるが金額が高い。金額を精査し、国ともっとしっかり交渉してほしい」と意見がありました。

採決の結果、議案第18号当委員会所管分は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号柏市アフタースクール条例の制定について、議案第9号柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の制定についての3議案を一括して議題といたしました。

議案第7号について、委員から「こども誰でも通園制度について、酒井根保育園、松葉保育園及びT e T o T eが対象であるが、対象保育園の選定理由は何か」との質疑があり、当局か

ら「南部の酒井根保育園、北部の松葉保育園、駅から近いT e T o T eと地域のバランス等を考え設定した」との答弁がありました。

議案第8号について、委員から「新しい事業を立ち上げるに当たり、アフタースクール課は今後どのような役割を担っていくのか」との質疑があり、当局から「現場の管理運営に関しては、民間委託の事業者をお願いするところがあるが、一番重要である児童の受入れ判断や施設の管理、また、しっかりと事業者が運営できてるかというところの総合的な部分は引き続き担当課で責任を持って行っていきたいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「少子化であるため、学童保育や子供の居場所というのは行政が責任を持ってやらなくてはならない」との意見がありました。

議案第9号について、委員から「乳児室の面積基準について、国の基準の1.65平方メートルを3.3平方メートルに上乘せしているが、その理由は」との質疑があり、当局から「保育所等に係る既存の柏市基準条例に合わせ、上乘せ基準を設けたものである」との答弁がありました。

採決の結果、議案第7号及び議案第9号は全会一致で、議案第8号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その1））、議案第12号工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その2））、議案第13号工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その3））、議案第14号工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その4））、議案第15号工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その5））の5議案を一括して議題といたしました。

議案第11号から第15号について、委員から「工事に関し、ガスヒートポンプ方式でないところが何校かあると思うが、どの学校で、その理由は何か」との質疑があり、当局から「都市ガスが入っていない手賀西小学校及び手賀東小学校とガス工事の引込み工事費が高くなる田中北小学校、また、今後、義務教育学校の予定がある柏第一小学校と旭東小学校については、その後の転用化も考え、電気ヒートポンプ方式を使っている」との答弁がありました。

採決の結果、議案第11号から第15号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【建設経済環境委員長報告（議案）】

建設経済環境委員会に付託されました議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第18号令和7年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分について、議案第22号令和7年度柏市一般会計補正予算の2議案を一括して議題といたしました。

議案第18号について、委員から「自動運転バスの実証実験について、有用性や効果についてどのように考えているか」との質疑があり、当局から「昨年度に続き今年度も自動運転の実証実験を実施し、地域住民へのアンケートなどを通じて、自動運転や道路改変に対する社会受容性を調査する予定である」との答弁がありました。また、委員から「柏の葉において、レベル4を目指す運行実験を行うことについて、自治体としてどのような意義があると考えている

か」との質疑があり、当局から「現在、自動運転の実証運行は国内各地で行われているが、柏の葉のように他の車両や自転車、歩行者が混在する環境での実証は珍しいため、こうした環境でレベル４自動運転が実現すれば、全国への展開可能性が高まると考えている」との答弁がありました。

議案第２２号について、委員から「本会議においても８，４００万円分のお米券の送付に対し７，８００万円ものコストがかかるのは高すぎるのではないかという意見があった。書留ではなく通知文を送り、市役所や近隣センターで受け取る方式にするなど、コスト削減の検討はできないか」との質疑があり、当局から「他市において書留ではなく宅配を利用したり、封入封緘と合わせて一括発注することで低コストに抑える事例もあるため、そうした方法を参考にし、費用抑制に努めたい」との答弁がありました。また、委員から「物価高騰への対応としては、お米券だけでなく、省エネ家電への買い替え、中小企業や医療・保育施設への支援などのメニューがある中で、他のメニューを選ばなかった理由は何か」との質疑があり、当局から

「国が予備費を活用して応急的に物価高騰対策を進めている中で、柏市にも１億１，４００万円が追加配分された。市としては迅速に対応する必要があると判断し、支援策としてお米券の配付を選択した」との答弁がありました。また、委員から「事務費として計上されている５，７００万円のうち、コールセンターを設置した場合の費用はいくらになるのか」との質疑があり、当局から「現時点では経費として約８１０万円を見込んでいる」との答弁がありました。また、委員から「対象が住民税非課税世帯となっているが、それ以外の対象については検討したのか」との質疑があり、当局から「交付金の額が１億１，４００万円ということで、仮に市民全員を対象とすると１人当たり２６０円、１世帯当たり５４０円程度にしかならない。そのため、当初予算で支援対象となっていない層への支援として、非課税世帯にお米券を配付する事業を選定した」との答弁がありました。また、委員から「このような国からの交付金に基づく事業は、自治体として必ず実施しなければならないものなのか。実施しない場合にペナルティーが科せられることはあるのか」との質疑があり、当局から「この交付金は国から各自治体に配分されるものであり、必ず使わなければならないわけではなく、使わないことによるペナルティーもないが、全く使わないという選択をする自治体はないと認識している」との答弁がありました。

採決の結果、議案第１８号当委員会所管分は全会一致で、議案第２２号については賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１７号示談の締結及び損害賠償の額の決定についてを議題といたしました。

委員から「今回の交通事故は予算執行の問題にとどまらず、市役所全体で交通事故防止に取り組む契機とすべきである。近年公用車の事故件数が増加しており、じんかい車よりも公用車の事故割合が高い。この点について執行部の見解を伺いたい」との質疑があり、当局から「公用車の事故は市民の信頼を損なう重大な問題であり、深くお詫び申し上げる。事故の原因は注意不足や経験不足もあり、特に若手職員には運転経験が少ない傾向がある。今後は、センサーやバックモニターなどのハード面の整備と、運転講習の実施などソフト面の取組を両輪で進め、職員の意識向上とともに事故削減に取り組んでいく」との答弁がありました。また、委員から「再発防止策として交通安全教育が実施されているが、それによって本市の収集員の運転や安全に対する意識に変化は見られているのか」との質疑があり、当局から「本件は令和５年度に発生した事故だが、令和６年度は本市の過失割合が高い事故は発生していない。事故後に

実施した警察や民間講師による講習の効果が表れつつあると考えている。また、運転手の高齢化が進んでいることから、シニア向けの講習を今年度中にも開催したいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「今回の事故について、状況を聞けば聞くほど、一步間違えれば人命に関わる重大事故になり得たと感じており、単なる賛否だけで判断すべきではないと考える。見通しの悪いカーブで前方に車が止まっている状況で、安全確認せずに進むという運転は基本ができていないのではないのか。こうした運転をしてしまう心理はどこにあるのか、運転者の意識について説明を求めたい」との質疑があり、当局から「運転手は、無意識に曲がってしまったと述べており、日々のルーチンワークの中で慣れが油断につながってしまった可能性がある。これを受けて現在は定期的に運行ルートを見直すなどの工夫を進めており、今後も事故防止のための取組を継続していきたい」との答弁がありました。また、委員から「事故後も当該運転手は引き続き運転業務を行っているのか」との質疑があり、当局から「南北クリーンセンターでは事故発生時に緊急の安全衛生委員会を開催し、対応を協議している。今回の事故では、当該運転手を3日間じんかい車には乗車させず、その後3日間は助手席で作業に復帰し、計6営業日経過後に状況を確認した上で運転業務に復帰させるという対応を取った」との答弁がありました。

採決の結果、議案第17号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員から「計画区域内に設置が想定されている企業の生物系実験施設について、バイオセーフティーレベル1から4のどの区分に該当する施設になるのか、情報は入っているか」との質疑があり、当局から「柏の葉のリンクラボや製薬会社、がんセンターを含む施設は、バイオセーフティーレベル2に該当すると聞いている」との答弁がありました。また、委員から「将来的に地権者が変わることを懸念するのであれば、地区計画で最低敷地面積を定めないことは有効性に疑問があるが、その点は問題ないのか」との質疑があり、当局から「がんセンターは建て替え計画があり、今後も引き続き利用される見込みである。リンクラボについても、一定期間は安定的に運用されると考えている」との答弁がありました。

採決の結果、議案第10号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【総務市民委員長報告（請願）】

総務市民委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願27号近隣センターに早期にエレベーターを設置するよう求めることについてを議題といたしました。

委員から「改修の想定をした上で、設置可能性調査を実施したと思うが、具体的にどうするかを市民には知らせるのか」との質疑があり、当局から「工事・設計に入る前に、住民への説明等は必要になると考える」との答弁がありました。また、委員から「近隣センターの意義を再認識して、機運を盛り上げ進めていく努力が必要かと思うがどうか」との質疑があり、当局から「現状の計画について、今の規模でそのまま建て替えるということではなく、稼働率や受益者負担、需要を見ながら考えていく」との答弁がありました。

採決の結果、請願２７号の主旨１，２は全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、請願２８号消費税の減税に関する意見書についてを議題といたしました。

委員から「仮に５％減税した場合、柏市の地方税については、具体的な金額としてどう影響するか」との質疑があり、当局から「令和７年度歳入予算において、地方消費税交付金として１１１億８，１００万円計上しており、仮に５％減税した場合、半分の５５億９，０５０万円の減額が影響として見込まれる」との答弁がありました。また、委員から「物価高騰から市民生活を守るため、消費税減税は必要と感じる」との意見がありました。

採決の結果、請願２８号は可否同数で委員長採決により不採択すべきものと決しました。

次に、請願３１号インボイス制度に関することについての主旨２を議題といたしました。

委員から「西東京市ではインボイス相談窓口を設置しており、柏市でも検討をしてほしい」との意見がありました。また、委員から「インボイス制度を続けることは、経済にとってもマイナスであり、この物価高騰の中で、個人事業者を苦しめてしまうことにも繋がるため、市として国に廃止を求めてもらいたい」との意見がありました。

採決の結果、請願３１号の主旨２は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【教育子供委員長報告（請願）】

教育子供委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願３０号学童保育事業のアフタースクール移行に関わることについてを議題といたしました。

委員から「このような請願が提出されていることも踏まえ、今後この半年間程で今働いてる方々に対する説明やアフターフォローみたいなものはどのように進めていこうと今現在考えているか」との質疑があり、当局から「今回の議会で可決をされた場合に今後進めていくことになるが、その中で、まずは支援員、補助員のために事業の内容も含めて説明会で数多く説明し、事業者が決まったらまた改めて相談会等を開いて丁寧に対応したいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「最大限の配慮はできるとは考えるが、確たる配慮というところは民営化するに当たっては非常に厳しい条件ではないかと考える」との意見がありました。

採決の結果、請願３０号の主旨１，２はいずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、請願３２号不登校の子供へのさらなる支援を求めることについてを議題といたしました。

委員から「市原市でフリースクールの児童に上限２万円の支援がされているようだが、市原市以外でこのような取組が進んでいるのか」との質疑があり、当局から「中核市６２市の取組状況において、１０市が助成制度を実施している」との答弁がありました。また、委員から

「校内教育支援センターについて、なぜ小学校で現状実施していないのか」との質疑があり、当局から「最近小学校で増えてきているという状況はあるが、以前不登校が大きな問題となったのは中学校だったため、まずは中学校に全校配置を目指すというところで教育委員会として取り組んできた。今後、ある程度の知見が得られたということもあり、不登校に至らないようにするための施設と人的な配置を行っていきたいと考えている」との答弁がありました。また、委員から「小学校への校内教育支援センターの設置については、不登校の低年齢化が進ん

でいるとのことのため、進めていただきたいと考えている。その他については、不登校にはそれぞれの理由、様々な場面があり、各担当部署、担当の学校ごとや地域で、それぞれに合った検討をまず進めてもらい、公設のものをなるべく使って進めていただきたい。また、不登校の人数が多くなってきており、各学校も非常に大変だとは思いますが、個別対応が非常に重要だと考えるため、そのように進めていただきたい」との意見がありました。

採決の結果、請願３２号の主旨６は全会一致で採択すべきものと、主旨１から５，７から９はいずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【建設経済環境委員長報告（請願）】

建設経済環境委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願２９号公共交通の充実を求めることについてを議題といたしました。

委員から「現在の本市の公共交通関連予算とその内訳はどうか」との質疑があり、当局から「令和７年度の公共交通関連予算は約１億３，４００万円であり、主な内訳としては、ワニバース市役所ルートの実行補助金が約２，４００万円、ワニバース南部ルートの実行補助金が約２，９００万円、カシワニクルの実行委託費が約１，５００万円、ワニバースの新規ルート及び南部ルートの実行に係る検討委託費が１，２５０万円、コミュニティ交通に対する補助金が４５０万円となっている」との答弁がありました。また、委員から「既存の路線バスや公共交通の維持が本市の課題とのことだが、維持していくのが難しい状況であるのか」との質疑があり、当局から「維持が全くできないという状況ではないが、近年の運転手不足に起因し、路線の減便が複数生じている」との答弁がありました。また、委員から「コミュニティ交通導入の手引きについて、一般質問においても住民へ丸投げではないかとの意見があったが、このことについてどう考えているか」との質疑があり、当局から「令和２年度と３年度に公共交通空白不便地域の住民へアンケート調査を実施し、その後ヒアリング等も行いながら、買い物支援タクシーやコミュニティバス運行の実現にもつなげている。コミュニティ交通導入の手引きの運用は、地域住民に積極的に関わっていただくような枠組みとしているが、市が全く関与していないというのではなく、市としては総合的な調整や必要なタイミングにおいて相談も受け付けている」との答弁がありました。また、委員から「公共交通空白不便地域と当該地域外であるが市民が不便に感じている地域への対応について、市としては公共交通空白不便地域の方をより優先して取り組んでいるのか」との質疑があり、当局から「公共交通空白不便地域の対応については、柏市地域公共交通計画にも位置づけているため、優先して取り組む地域として捉えており、コミュニティ交通導入の手引きにおいても原則当該地域の方を対象としている。一方で、この手引については地域の住民が相談していただけるきっかけとなるように作成したという趣旨もあるため、公共交通空白不便地域に限らず、地域の移動に関する相談があれば適宜対応している」との答弁がありました。また、委員から「企業バスへのアンケートにおいて、送迎バスの空席を活用した一般市民の利用に対し前向きな回答をした企業はなかったのか。また、協力が難しいと回答があった原因をどのように分析しているのか」との質疑があり、当局から「令和５年度に実施した企業バスへのアンケートにおいて、一般市民の利用に対する問いに対し２５社から回答があったが、そのうち協力が不可能であるとの回答が１９社、無回答が

6社であった。協力が難しい理由としては、席に余裕がないこと、乗車マナーに関する苦情やダイヤの乱れへの懸念等が挙げられた」との答弁がありました。

採決の結果、請願29号の主旨4は全会一致で、主旨1から3及び主旨5は賛成多数でいずれも採択すべきものと決しました。

次に、請願31号インボイス制度に関することについての主旨1を議題といたしました。

委員から「インボイス制度導入による市民生活や小規模事業者への影響について、商工会議所は全国的に調査を行っていないのか」との質疑があり、当局から「日本商工会議所が2024年に調査を行っており、約3,100件の回答があった」との答弁がありました。また、委員から「市の経済産業部と柏市商工会議所で連携できる信頼関係はあるのか」との質疑があり、当局から「商工会議所とは中小企業者の経営課題等について頻繁にやり取りを行っている」との答弁がありました。また、委員から「経済産業部としてインボイス制度をどのように認識しているのか」との質疑があり、当局から「消費税法で定められた制度であるため、制度について申し述べる立場ではないが、さらなる制度の周知や制度移行に伴うDXが必要という事であれば、それらの支援を検討したい」との答弁がありました。

採決の結果、請願31号の主旨1は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。